

# 国内募集型企画旅行条件書

この書面は旅行業法第12条の4に定めるところの取引条件の説明書面及び同法第12条の5に定めるところの契約書面の一部となります。

## 1. 募集型企画旅行契約

- [1]この旅行は、北海道北見バス株式会社（北見市南町1丁目5番4号、北海道支店登録旅行業第2-826号。以下「当社」といいます。）が企画・募集し実施する企画旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。また、契約の内容・条件は、各コースごとに記載されている条件のほか、本旅行条件書、出発前にお渡しする最終旅行日程表を記す確定書面（以下「最終旅行日程表」といいます。）及び当社の「旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）」（以下「当社約款」といいます。）によります。
- [2]当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他のサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができるよう手配し、旅程を管理することを引き受けます。

## 2. 旅行の申込み方法と旅行契約の成立

- [1]当社所定の申込書に所定の事項を記入し、おひとりにつき下記の申込金または旅行代金額を添えて申込いただきます。申込金は「お支払い対象旅行代金」「取消料」「違約料」のいずれの一部として取り扱います。ただし、別途募集広告に申込金の記載がある場合はその定めるところによります。

旅行代金	申込金
20,000 円未満	5,000 円以上
20,000 円～50,000 円未満	10,000 円以上
50,000 円～100,000 円未満	20,000 円以上
100,000 円以上	旅行代金の 20% 以上

- [2]当社は電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による旅行契約申込みを受け付けることがあります。この場合、予約の申込時点では契約は成立していません。当社が予約の承諾の旨を通知した翌日から起算して3日以内（インターネットでの予約の場合ウェブサイト内に記載した当社が定める期間内）に申込書の提出と申込金の支払い、または会員番号（クレジットカード番号）を通知していただきます。この期間内に申込金の支払いがない場合、または会員番号（クレジットカード番号）の通知がない場合、当社は申込みがなされたものとして取り扱います。
- [3]旅行契約は、当社から契約の締結を承諾し、第2項1の申込金を受領した時に成立するものとします。ただし、通信契約による旅行契約の成立は、第2項の定めによります。

- [4]旅行参加に際し特別な配慮を必要とする場合には予約申込み時にお申し出ください。当社は可能な範囲でこれに応します。申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は、お客様の負担となります。

- [5]申込書と申込金の提出があなた時は、旅行契約の締結の順位は、当該予約の受付の順位によるところになります。

- [6]申込金は、旅行代金の一部として繰り入れます。また、お客様の任意による解除時は、所定の取消料の一部として取り扱い、所定の期日までに旅行代金を支払われない時は、所定の違約料の一部として取り扱います。

- [7]申込みの時点において、満室・満席その他の理由で旅行契約の締結が直ちにできない場合、当社はその旨を明確にし、お客様の承諾を得て、お客様が取消待ち状態でお待ちいただける限りを確保し、予約可能に努力することがあります。（以下「取消待ち登録」といいます。）。その際、「申込書」の提出及び申込金と同額を預り金として受け付けます。当社は予約が完了した場合速やかにその旨を通知します。この時点で契約の成立となり、「預り金」を「申込金」として取り扱います。ただし、当社がこの予約可能通知の前にお客様から取消待ち登録の解除の申出があった場合、またはお待ち頂ける期限までに結果として予約が不可能な場合は、当社は「預り金」を全額返します。なお、「取消待ち登録」は予約の完了を保証するものではありません。

- [8]申込書等にお客様のローマ字名を記入する際は、旅券に記載されているとおりに記入ください。お客様の氏名が誤って記入された場合は、航空券の発行替え、関係する機関への氏名訂正などを必要となります。この場合、当社は、お客様の交替の場合に準じて、第10項のお客様の交替手数料をいただきます。なお、運送・宿泊機関の事情により、氏名の訂正が認められず、旅行契約を解除いただく場合もあります。この場合には所定の取消料をいただきます。

## 3. 申込条件

- [1]15歳未満の方のご参加は、保護者の同行を条件とします（ただし一部のコースを除きます。）。

- [2]20歳未満の方のご参加は、法定代理人（親権者）の同意書が必要です。

- [3]参加にあたって特別の条件を定めた旅行については、ご参加の方が性別、年齢、資格、技能、その他の条件に合致しない場合、ご参加をお断りする場合があります。

- [4]当社は、書面による特約をもって、申込金の支払いを受けることなく契約の申込を受けることがあります。この場合、契約の成立の時期は、契約書面に記載します。

- [5]健康を害している方、車椅子などの器具を利用している方や心身に障がいのある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬（聴導犬、聴導犬、介助犬）をお連れの方その他特別の配慮を必要とする方は、申込みの際に参加にあたる特別な配慮が必要となる場合をお申し出ください（旅行契約成立後にこれらの状態になった場合も直ちにお申し出ください）。あらためて当社からご案内申し上げますので旅行中に必要な措置の内容を具体的にお申し出ください。なお、お客様からお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担となります。

- [6]第3項5のお申し出を受けた場合、当社は、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客様の状況及び必要される措置についてお伺いします。または書面でそれを申し出してくださいことがあります。

- [7]当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者または同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部について内容を変更すること等を条件とすることがあります。また、お客様からお申し出いただいた措置を手配することができない場合は旅行契約の申込みをお断りします。または旅行契約を解除せざるを得ないことがあります。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は原則としてお客様の負担となります。

- [8]お客様が当社に旅行中で医療、傷害その他の事由により、医師の診断または加療を必要とする状況になったら当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施を妨げるため必要な措置を取らせていただきます。これにかかる一切の費用はお客様のご負担となります。

- [9]お客様の都合による別行動は原則としてできません。ただし、コースにより別途条件（手配旅行契約等）をお附りしてお受けすることができます。

- [10]お客様の都合により旅行の行程から離団される場合は、その旨および復帰の有無、復帰の予定日時等の書面による連絡が必要です。

- [11]他の旅行者による迷惑行為、または団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する時は申込みをお断りすることができます。

- [12]お客様が暴力団員、暴力団構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業、または総会議員その他の反社会的勢力であると認められる場合は、ご参加をお断りすることができます。

- [13]お客様が当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動もしくは暴力を用いた行為またはこれらに準じる行為を行った場合は、参加をお断りすることができます。

- [14]お客様が風説を流布し、偽造を用いたりしては威迫を用いて当社の信用を毀損もししくは当社の業務を妨害する行為またはこれらに準じる行為を行った場合は、ご参加をお断りすることができます。

- [15]その他当社の業務上の都合で、申込みをお断りすることができます。

## 4. 企画書面

- [1]当社は、旅行契約が成立した場合は速やかに、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面（以下「契約書面」といいます。）をお客様にお渡します。契約書面はウェブサイト、パンフレット、本旅行条件書等により構成されます。

- [2]第4項1の契約書面において旅行日程または重要な運送・宿泊機関の名称が確定されない場合には、利用予定の宿泊機関及び表示上重要な運送機関の名前を規定して列挙した上で、契約書面の渡し後、旅行開始日の前日（旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降の申込みに関しては旅行開始日）までに、これらの確定状況を記載した書面（以下「確定書面」といいます。）をお渡しいたします。

- [3]第2項3に定める契約の成立後に手配状況の確認を希望する問い合わせがあった時は、確定書面のお渡し前であっても当社は手配状況についてご説明いたします。

- [4]当社が募集型企画旅行契約により手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、第4項1の契約書面に記載するところによります。ただし、第4項2の確定書面（最終旅行日程表）を交付した場合には、当該確定書面に記載することになります。
- [5]旅行代金のお支払い期日

旅行代金の残額は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目に当たる日（以下「基準日」といいます。）より前にお支払いいただきます。ただし、基準日以降に申込みをされた場合や催行可否を得つて必要がある場合は、申込み時点または旅行開始日前の当社の指定した日までにお支払いいただきます。

## 6. 旅行代金に含まれているもの・旅行代金の適用

- [1]募集広告に明示した運送機関の運賃・料金（注釈のないかぎエコノミークラス／普通室）、宿泊費、食事代、観光料金（入場・拝観・ガイド等）、及び消費税等諸税。

- [2]添乗員が同行するコースでは、この他に添乗員経費、団体行動に必要な心付を含みます。

- [3]パンフレットに旅行代金に含まれるものとして明示したその他の費用。

- [4]第6項目の1から3についてはお客様のご都合により、一部利用されなくても払戻しはいたしません。

- [5]旅行代金の適用においては参加されるお客様のうち、特に注釈のない場合、満12歳以上の方はおとな代金、満6歳以上（航空機利用コースは満3歳以上）12歳未満の方は、こども代金となります。

- [6]旅行代金はパンフレットまたはウェブサイトに表示しています。出発日とご利用人数で確認ください。

- [7]旅行代金は、第2項の「申込金」、第13項1の「取消料」、第13項3の「違約料」、及び第21項の「変更補償金料」の算出の順位の基準となります。

- [8]募集広告またはホームページ、パンフレットにおける「旅行代金」の計算方法は、「旅行代金（または基本代金）として表示した金額」プラス「追加代金として表示した金額」マイナス「割引代金として表示した金額」となります。

## 7. 旅行代金に含まれていないもの

- [1]第6項目のほかは旅行代金に含まれません。その一部を例示します。

- [a]旅行日程中の「フリータイム」「自由行動」「自由見学」「各自で」「お客様負担」等記載された箇所・区間の入場料・交通費

- [b]超過手荷物料金（規定の重量・容量、個数を超える分について）

- [c]クリーニング代、電報料金等通信料金、追加飲食費等個人の性質の諸費用（おむすびに伴う料金）

- [d]希望者のみが参加されるオプショナルツアーアクティビティ（別途料金の小旅行）の料金

- [e]1人部屋を使用される場合の追加代金

- [f]お客様自身の希望により生ずる日程に含まれないその他の追加料金（入場料金、食事料金、交通費等）

- [g]基準日以前に公示された日本国内の空港施設使用料、諸税

- [h]運送機関が付与する運賃・料金（例：燃油サーチャージ）

- [i]偏僻・害病・疾病に関する医療費

- [j]自宅と出発地・解散地の間の交通費・宿泊費等

## 8. 旅行内容の変更

当社は、天災地変、戦乱、暴動、連携・宿泊・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当社の初回の運行計画により運送サービスの提供その他の当社の間与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためにやむを得ない時は、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由および当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行契約の内容（以下「契約内容」といいます。）を変更することができます。ただし、緊急の場合は、やむを得ない時は、変更後に説明します。

## 9. 旅行代金の変更

当社は旅行契約成立後であっても、次の場合には旅行代金を変更いたします。

- [1]利用する運送機関の運賃・料金が、著しく経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて増額または減額される場合、当社がその増額または減額される金額の範囲内で旅行代金の額を増額または減額します。ただし、旅行代金を増額する場合は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前にお客様にその旨を通知します。

- [2]当社は第9項1の定める適用運賃・料金の大幅な減額がなされる時は、第9項1の定めどおりに、その減少額だけ旅行代金を減額します。

- [3]旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が減少した時は、当社はその変更額だけ旅行代金を減額します。

- [4]第8項により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用（当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、違約料その他の他に支払われる料金）を含めます。）が増加した時は、サービスの提供が行われているか明らかならず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の設備の不足が発生したことによる変更の場合は、当社はその変更差額だけ旅行代金を変更します。

- [5]当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨を記載した契約書面に記載した場合において、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由により旅行代金を減額します。

- [6]当社は、運送機関の運賃を改定した場合は、旅行代金を減額します。

- [7]当社は、運送機関の運賃を改定した場合は、旅行代金を減額します。

- [8]当社は、運送機関の運賃を改定した場合は、旅行代金を減額します。

- [9]当社は、運送機関の運賃を改定した場合は、旅行代金を減額します。

- [10]当社は、運送機関の運賃を改定した場合は、旅行代金を減額します。

- [11]当社は、運送機関の運賃を改定した場合は、旅行代金を減額します。

- [12]当社は、運送機関の運賃を改定した場合は、旅行代金を減額します。

- [13]当社は、運送機関の運賃を改定した場合は、旅行代金を減額します。

- [14]当社は、運送機関の運賃を改定した場合は、旅行代金を減額します。

- [15]当社は、運送機関の運賃を改定した場合は、旅行代金を減額します。

- [16]当社は、運送機関の運賃を改定した場合は、旅行代金を減額します。

- [17]当社は、運送機関の運賃を改定した場合は、旅行代金を減額します。

- [18]当社は、運送機関の運賃を改定した場合は、旅行代金を減額します。

- [19]当社は、運送機関の運賃を改定した場合は、旅行代金を減額します。

- [20]当社は、運送機関の運賃を改定した場合は、旅行代金を減額します。

- [21]当社は、運送機関の運賃を改定した場合は、旅行代金を減額します。

- [22]当社は、運送機関の運賃を改定した場合は、旅行代金を減額します。

- [23]当社は、運送機関の運賃を改定した場合は、旅行代金を減額します。

- [24]当社は、運送機関の運賃を改定した場合は、旅行代金を減額します。

- [25]当社は、運送機関の運賃を改定した場合は、旅行代金を減額します。

- [26]当社は、運送機関の運賃を改定した場合は、旅行代金を減額します。

- [27]当社は、運送機関の運賃を改定した場合は、旅行代金を減額します。

- [28]当社は、運送機関の運賃を改定した場合は、旅行代金を減額します。

- [29]当社は、運送機関の運賃を改定した場合は、旅行代金を減額します。

- [30]当社は、運送機関の運賃を改定した場合は、旅行代金を減額します。

- [31]当社は、運送機関の運賃を改定した場合は、旅行代金を減額します。

- [32]当社は、運送機関の運賃を改定した場合は、旅行代金を減額します。

- [33]当社は、運送機関の運賃を改定した場合は、旅行代金を減額します。

- [34]当社は、運送機関の運賃を改定した場合は、旅行代金を減額します。

- [35]当社は、運送機関の運賃を改定した場合は、旅行代金を減額します。

- [36]当社は、運送機関の運賃を改定した場合は、旅行代金を減額します。

- [37]当社は、運送機関の運賃を改定した場合は、旅行代金を減額します。

- [38]当社は、運送機関の運賃を改定した場合は、旅行代金を減額します。

- [39]当社は、運送機関の運賃を改定した場合は、旅行代金を減額します。

- [40]当社は、運送機関の運賃を改定した場合は、旅行代金を減額します。

- [41]当社は、運送機関の運賃を改定した場合は、旅行代金を減額します。

- [42]当社は、運送機関の運賃を改定した場合は、旅行代金を減額します。

- [43]当社は、運送機関の運賃を改定した場合は、旅行代金を減額します。

- [44]当社は、運送機関の運賃を改定した場合は、旅行代金を減額します。

- [45]当社は、運送機関の運賃を改定した場合は、旅行代金を減額します。

- [46]当社は、運送機関の運賃を改定した場合は、旅行代金を減額します。

- [47]当社は、運送機関の運賃を改定した場合は、旅行代金を減額します。

- [48]当社は、運送機関の運賃を改定した場合は、旅行代金を減額します。

- [49]当社は、運送機関の運賃を改定した場合は、旅行代金を減額します。

- [50]当社は、運送機関の運賃を改定した場合は、旅行代金を減額します。

- [51]当社は、運送機関の運賃を改定した場合は、旅行代金を減額します。

- c.お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体旅行の円滑な実施を妨げるのはあると当社が認める時

- d.お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求める時

- e.お客様が故意に書面に記載した最少催行人員に達しない時

- f.当社が旅行契約の履行においてはお客様にあらかじめ明示した旅行条件が成り立たない時、あるいはそれが極めて大きい時

- g.天災地変、戦乱、暴動、騒動、連携、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の間与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となる時

- h.または不可能となるおそれがある時

- Ⅱ: 旅行開始後

- [1]当社は常に掲げる場合においてはお客様にあらかじめ理由を説明して旅行契約の一部を解除することができます。

- a.お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられない時、または当社が認める時

- b.お客様が第3項1から13までいすれかに該当する時

- c.お客様が旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるのはあると当社が認めた時

- d.お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられない時、または当社が認める時

- e.天災地変、戦乱、暴動、騒動、連携、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の間与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となる時

- f.または不可能となるおそれがある時

- Ⅲ: 旅行代金の払い戻し

- [1]旅行代金の払い戻しは、当社が旅行契約を解除した場合には、お客様にあらかじめ理由を説明して

[2]お客様は、募集型企画旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を利用し、お客様の権利義務その他の募集型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。

[3]お客様は、旅行開始後から旅行終了までの間、募集型企画旅行参加者として行動していく場合は自由行動時間中除き、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従っていただきます。

[4]お客様は旅行開始後に、契約書面の記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識した時は、旅行地において速やかにその旨を当社または当該旅行サービス提供者に申し出なければなりません。

## 19.特別補償

[1]当社は、第 17 項 1に基づく当社の責任が生じるか否かを問わず、当社の募集型企画旅行契約別紙の特別補償規程で定めるところにより、お客様が企画旅行参加中に急激な偶然な外來の事故により、その身体、生命または手荷物の上に被った一定の損害について、死亡補償金として 1,500 万円、入院見舞金として入院日数により 2 万円～20 万円、通院見舞金として通院日数により 1 万円～5 万円を支払います。旅行品にかかる損害補償金は、旅行者 1 名につき 15 万円を限度とします。ただし、補償対象品の一つまたは二つについては、10 万円を限度とします。(3,000 円未満を超えない場合は対象外)。なお、現金、貴重品、重要書類、クレジットカード、クーポン券、航空券、撮影等のフィルム、その他これらと同様の物等補償の対象となるならないものがあります。

[2]当社は第 17 項 1 の責任を負うこととなる時は、この補償金は当社が負うべき損害賠償金の一部（または全部）に充当いたします。

[3]お客様が旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、過失ない運転、故意の法令違反行為に法令に違反するサービス提供の受領、山岳登攀はん（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの）、リージュ、ボブスレー、カーサイクリング、ハーフライダーストック、超軽量動力（モーターハーフライダー、マイクロライド機等）搭乗、ジャイロフレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものである時は、当社は上記の補償金及び見舞金は支払いません。

[4]地震、噴火、津波及びこれらの事由に伴って生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故によるものである時は、当社は上記の補償金及び見舞金は支払いません。

[5]当社の企画旅行参加中のお客様を対象として、別途旅行代金を收受して当社が実施する企画旅行（オプショナルツアー）については、主たる旅行契約の一部として取扱います。

[6]ただし、日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、企画旅行参加中とはしません。

## 20.旅程保証

[1]当社は、表 I 左欄に掲げる契約内容の重要な変更（次の①、②、③に掲げる変更を除きます。）が生じた場合は、旅行代金に同表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を、旅行終了日の翌日から起算して 30 日以内にお客様に支払います。ただし、当該変更について当社に第 15 項 1 の規定に基づく責任が発生する事が明らかである場合には、この限りではありません。

①次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません。

ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず連送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合は変更補償金を支払います。

a. 天災地変

b. 戦乱

c. 暴動

d. 公官署の命令

e. 延航、不通、休業等連送・宿泊機関等のサービス提供の中止

f. 遅延、遅送スケジュールの変更等当初の運航（運行）計画によらない運送サービスの提供

g. 旅行参加者の生命または身体の安全確保のため必要な措置

②第 11 項および第 12 項の規定に基づいて旅行契約が解除された時の当該解除された部分に係る変更

③パンフレット等に記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることが出来た場合においては、当社は変更補償金を支払いません。

## 表 I : 変更補償金

変更補償金の支払いが必要となる変更	1 件あたりの率 (%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1. 契約書面に記載した旅行開始日または旅行終了日の変更	1.5	3
2. 契約書面に記載した入場する観光地または観光施設（レストランを含む）、その他の旅行の目的地の変更	1	2
3. 契約書面に記載した運送機関の等級または設備のより低い料金のものへの変更	1	2
*変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び施設のそれを下回った場合に限る		
4. 契約書面に記載した運送機関の種類または会社名の変更	1	2
5. 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港または旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1	2
6. 契約書面に記載した宿泊機関の種類または名称の変更	1	2
7. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の条件の変更	1	2
8. 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアータイプ中に記載があった事項の変更	2.5	5

a. 「旅行開始前」は、当該変更について旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合をいい、「旅行開始後」は、当該変更について旅行開始当日以降に旅行者に通知した場合をいいます。

b. 確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間には確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じた時は、それの変更につき 1 件として取扱います。

c. 第 3 号または第 4 号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、1 泊につき 1 件として取扱います。

d. 第 4 号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級または設備がより高いものの変更を伴う場合には適用しません。

e. 第 4 号または第 6 号もしくは第 7 号に掲げる変更が 1 乗車船等または 1 泊の中で複数生じた場合であっても、1 乗車船等または 1 泊につき 1 変更として取り扱います。

f. 第 8 号に掲げる変更については、第 1 号から第 7 号までの率を適用せず、第 8 号にします。

[2]当社が支払うべき変更補償金の額は、お客様 1 名に対して 1 募集型企画旅行につき、旅行代金の 15% を乗じた額をもって限度とします。またお客様 1 名に対して 1 募集型企画旅行につき支払うべき変更補償金の額が 1,000 円未満である時は、当社は、変更補償金を支払いません。

[3]当社が、第 20 項 1 の規定に基づき変更補償金を支払った後には、当該変更について、当社に第 17 項 1 の規定に基づく責任が発生することが明らかになった場合には、お客様は当該変更に係る変更補償金を当社に返還しなければなりません。この場合、当社は、同項の規定に基づき当社が支払うべき損害賠償金額とお客様が返還すべき変更補償金の額とを相殺した残額を支払います。

[4]当社は、お客様の同意を得て、金銭による変更補償金の支払いに替え、これと同等またはそれ以上の価値のある物品または旅行サービスの提供をもって補償を行うことがあります。

## 21.通信契約

当社は、当社が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます。）のカード会員（以下「会員」といいます。）により所定の伝票への会員の署名なくして旅行代金のお支払いを受けることを条件に、電話、郵便、ファクシミ、インターネットなどの通信手段による旅行のお申込を受ける場合があります。ただし、当社が提携会社と無署名取扱特約を含む加盟店契約がない等、または、業務上の理由等でお受けできない場合もあります。

[1]通信契約についても当社「旅行業約款募集型企画旅行契約の部」に準拠いたします。

[2]通信契約の申込に際し、会員は、申込みしようとする「企画旅行の名称」、「出発日」、「カード名」、「会員番号」、「カードの有効月日」等（以下「会員番号等」といいます。）を当社にお申込いただけます。

[3]通信契約による旅行契約は、当社が申込みを承諾する通知を発し、当該通知がお客様に到達した時に成立します。

[4]与信等の理由により会員の申込出のクレジットカードでのお支払いができない場合、当社は通信契約を解除し、第 13 項 1 の取消料と同額の違約料を申受けます。ただし、当社が別途指定する期日までに現金による旅行代金の支払いをいたいた場合はこの限りではありません。

[5]当社は通信契約を締結した後に旅行代金の減額または通信契約が解除された場合、お客様に払い戻すべき金額が生じた時は提携会社のカード会員規約に従ってお客様に対し当該金額を払い戻します。この場合、当社は旅行開始前の解約による払い戻しにあっては解約の翌日から起算して 7 日以内に、減額または旅行開始後の解約による払い戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して 30 日以内にお客様に対し払い戻すべき額を通知するものとし、お客様に当該通知を行った日をカード利用日いたします。

[6]通信契約を締結しようとする場合であって、会員の有するクレジットカードが無効等により、旅行代金等が提携会社のカード会員規約に従って決済できない時は、旅行契約を拒否せさせていただく場合があります。

[7]通信契約を締結する場合、当社が提携会社と無署名取扱特約を含む加盟店契約がない等、または業務上の理由等でお受けできない場合もあります。

## 22.団体・グループの契約について

[1]当社は、同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者がその責任ある代表者（以下、「契約責任者」といいます。）を定めて申し込んだ募集型企画旅行契約の締結については、以下規程を適用します。

[2]当社は、特約を結んだ場合を除き、契約責任者はその団体・グループを構成する旅行者（以下、「構成員」といいます。）の募集型企画旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなし、当該団体・グループに係る旅行業務に関する取扱いは、当該契約責任者との間で行います。

[3]契約責任者は、当社が定める日までに、構成員の名簿を当社に提出しなければなりません。

[4]当社は、契約責任者が構成員に対して現に負い、または将来負うことが予測される債務または義務については、何らの責任を負うものではありません。

[5]当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後にあれば、あらかじめ契約責任者が選任した構成員を契約責任者とみなします。

## 23.ご旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件の基準日と旅行代金の基準日については、募集広告等に明示した日付になります。

## 24.個人情報の取扱について

当社は、旅行申込みの受付に際し、所定の項目についてお客様の個人情報を取得いたします。お客様が当社にご提供いただいた個人情報の項目をご自分で選択することはお客様の任意ですが、全部または一部の個人情報を提供いただけない場合であって、お客様との連絡、あるいは旅行サービスの手配及びそれらのサービス受領のために必要な手続きがとれない場合、お客様のお申込、ご依頼をお引受けないことがあります。取得した個人情報は国内旅行業務取扱管理者が個人情報管理者を代理して対応いたします。

[1]当社は、第 24 項により取得した個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お客様が申込みいただいた旅行サービスの手配及び旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のために手続き並びに旅行サービスの手配及びお客様のお買い物等の便宜のために必要な範囲内で連絡機関・宿泊機関等並びに土産品店に対し、第 24 項により取得した個人情報及び搭乗される航空便名に係る個人データを、求め電子的方法等で送付することにより提供いたします。その他、当社は、①当社の提携する企業の商品やサービス・キャンペーングの案内、②旅行参加後の意見交換の感想の提供のお願い、③アンケートのお願い、④特典サービスの提供、⑤統計資料の作成に、お客様の個人情報を利用させていただきます。

[2]当社は、旅行中に疾病、事故等があった場合に備え、お客様の旅行中の連絡先の方の個人情報をお問い合わせすることができます。この個人情報は、お客様に疾病等があつた場合で連絡先の方へ連絡の必要がある当社が認めた場合に使用させていただきます。お客様は連絡先の方の個人情報を当社に提供することについて連絡先の方の同意を得るものとします。

[3]当社は、手配代行業務、旅行添乗業務、空港等でのあつ旋サービス業務等において、第 24 項により取得した個人情報を取扱う業務の一部または全部を他社へ委託することができます。この場合、当社は当該委託先企業を当社基準に従い選定し、秘密保持に関する契約を交わした上個人情報を預託いたします。

[4]その他、以下の例外事項を除き、個人情報をお客様の承諾なしに第三者に提供することはございません。

a.お客様が同意がある場合  
b.法令に基づく場合  
c.人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合  
d.公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合  
e.国・機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行するに当り協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることによって当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合  
f.特定の利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報の取り扱いの全部または一部を委託する時

## 25.その他

[1]お客様が個人的な案内、費用等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の病気、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失、忘れ物の回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じた時には、その費用をお客様にご負担いただきます。

[2]お客様のご便宣を図るために土産物店にご案内することがあります、お買い物に際しましては、お客様の責任で購入していただきます。

[3]旅館・ホテル等において、お客様が購入した料金類・料理・その他のサービス等を追加された場合は、原則として消費税等の諸税が課せられますのでご了解ください。

[4]現地旅行会社等が実施するオプショナルツアーは旅程保証の対象とはなりません。

[5]旅行中に事故などが生じた場合は、直ちに最終旅行日程表等でお知らせする連絡先にご通知ください。当社は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態であると認めた時は、必要な措置を講じることができます。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものではない時は、当該措置に要した費用をお客様の負担とさせていただきます。

[6]ご集合時刻は厳守してください。集合時間に遅れ参加できない場合の責任は一切負いかねます。

[7]事故、大雪をはじめとする道路事情その他やむを得ない事由により、万一帰着が遅れ、タクシーの利用あるいは宿泊しなければならない事態が生じても当社はその請求には応じられません。また目的地滞在時間の短縮による補償にも応じられません。

[8]当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。

[9]この条件に定めのない事項は当社募集型企画旅行契約によります。また、この条件書との間に齟齬が生じた場合は、募集型企画旅行契約を優先します。当社旅行業約款は当社ホームページにてご確認ください。

## 26.旅行業務取扱管理者

当社では、当社とお客様との間の円滑な取扱いを支援するため、旅行業務取扱管理者を選任しております。ご旅行の契約に際し担当者からの説明にご不明の点がありましたら、ご遠慮なく下記の旅行業務取扱管理者にご質問ください。

北海道知事登録旅行業第 2-826 号	野理 豊
国内旅行業務取扱管理者	

北海道北見バス株式会社  
北海道北見市南町 1 丁目 5 番 4 号  
TEL:0157-68-1011 FAX:0157-31-3871  
北海道知事登録旅行業第 2-826 号  
(社)全国旅行業協会正会員  
(C) Hokkaido Kitami Bus Co.,Ltd. All Right Reserved.

(この旅行条件は、2022 年 2 月 1 日を基準としています。)

# 国内募集型企画旅行条件書

この書面は旅行業法第 12 条の 4 に定めるところの取引条件の説明書面及び同法第 12 条の 5 に定めるところの契約書面の一部となります。

## 1. 募集型企画旅行契約

[1]この旅行は、北海道北見バス株式会社（北見市南町 1 丁目 5 番 4 号、北海道知事登録旅行業第 2-826 号。以下「当社」といいます。）が企画・募集し実施する企画旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。また、契約の内容・条件は、各コースごとに記載されている条件のほか、本旅行条件書、出発前にお渡しする最終旅行日程表と称する確定書面（以下「最終旅行日程表」といいます。）及び当社の「旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）」（以下「当社約款」といいます。）によるものです。

[2]当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送・宿泊のその他のサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができるよう手配し、旅程を管理することを引き受けます。

## 2. 旅行の申込み方法と旅行契約の成立

[1]当社所定の申込書に所定の事項を記入し、おひとりにつき下記の申込金または旅行代金額全額を添え申込みいただきます。申込金はお支払い対象旅行代金より取消料・違約料のそれぞれ一部として取り扱われます。ただし、別途募集広告に申込金の記載がある場合はその定めるところによります。

旅行代金	申込金
20,000 円未満	5,000 円以上
20,000 円～50,000 円未満	10,000 円以上
50,000 円～100,000 円未満	20,000 円以上
100,000 円以上	旅行代金の 20% 以上

[2]当社は電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による旅行契約の申込みを受け付けております。この場合、予約の申込時点では契約は成立しておらず、当社が予約の承諾の旨を通知した翌日から起算して 3 日以内（インターネットでの予約の場合ワープロにて記載した当社が定める期間内）に申込書の提出と申込金のお支払い、または会員番号（クレジットカード番号）を通知していただきます。この期間内に申込金のお支払いがない場合、または会員番号（クレジットカード番号）の通知がない場合、当社は申込みがなかったものとして取り扱います。

[3]旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、第 2 項 1 の申込金を受領した時に成立するものとします。ただし、通信契約による旅行契約の成立は、第 21 項の定めによります。

[4]旅行参加に際し特別な配慮を必要とする場合には予約申込み時にお申し出ください。当社は可能な範囲でこれに応じます。申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に対する費用は、お客様の負担とします。

[5]申込書に申込金の提出があった時は、旅行契約の締結の順位は、当該予約の受付の順位によることになります。

[6]申込金は、旅行代金の一部として取り扱われます。また、お客様の任意による解約の時は、所定の取消料の一部として取り扱われる。所定の期日までに旅行代金を支払われない時は、所定の違約料の一部として取り扱います。

[7]申込みの時点において、満室、滞航その他の理由で旅行契約の締結が直ちにできない場合、当社はその旨説明し、お客様の承諾を得て、お客様が「取消待ち」状態でお待ちいただける期限を確認し、予約可能に向けて努力することができます（以下「取消待ち登録」といいます。）その際、「申込書」の提出及び申込金と同額を預り金として受け取ります。当社は予約が完了可能の前にお客様から「取消待ち登録」の解除の申出があつた場合、またはお待ち頂ける期限までに結果として予約が不可能な場合は、当社は「預り金」を全額戻します。なお、「取消待ち登録」は予約の完了を保護するものではありません。

[8]申込書等にお客様の「メモ」文字氏名を記入する際は、旅券に記載されているとおりに記入ください。お客様の氏名が誤って記入された場合は、航空券の発行替え、関係する機関への氏名訂正などが必要になります。この場合、当社は、お客様の交換の手配に準じて、第 10 項のお客様の交替手数料をいたさいます。なお、運送・宿泊機関の事情により、氏名の訂正が認められず、旅行契約を解除いたい場合もあります。この場合には所定の取消料をいただきます。

## 3. 申込条件

[1]15 歳未満の方のご参加は、保護者の同行を条件とします（ただし一部のコースを除きます。）。

[2]20 歳未満の方のご参加は、法定代理人（親権者）の同意書が必要です。

[3]参加にあたって特別の条件を定めた旅行については、ご参加の方の性別、年齢、資格、技能、その他の条件に合致しない場合、ご参加をお断りする場合があります。

[4]当社は、書面による特約をもって、申込金の支払いを受けることなく契約の申込を受けることがあります。この場合、契約の成立の時期は、契約書面に記載します。

[5]健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がいのある方、食物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）をお連れの方その他特別の配慮が必要とする方は、申込みの際に、参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出ください（旅行契約成立後にこれらの状況になつた場合は、直ちにお申し出ください）。あわせて当社がご案内申し上げますので旅行中に必要な措置の内容を具体的にお申出ください。なお、お客様がお申出しに基づき、当社がお客様との間に講じた特別な措置に関する費用はお客様の負担とします。

[6]第 3 項 5 の申込を受けた場合、当社は、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客様の状況及び必要とされる措置についてお問い合わせ、書面でそれらを申し出してくださいとあります。

[7]当社は、旅行の安全が円滑な実施のために介助者または同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部について内容を変更すること等の条件とすることができます。また、お客様からお申出いただいた旨の措置を手配することができない場合は旅行契約の申込みをお断りし、または旅行契約を解除させていただきます。なお、お客様からのお申出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は原則としてお客様の負担とします。

[8]お客様が旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断または加療を必要とする状態になったと当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置を取らせていただきます。これにかかる一切の費用はお客様のご負担となります。

[9]お客様の都合による別行動は原則としてできません。ただし、コースにより別途条件（手足旅行契約等）をお付与してお受けできることがあります。

[10]お客様のご都合により旅行の行程から離団される場合は、その旨および復帰の有無、復帰の予定日時等の書面上による連絡が必要です。

[11]他の旅行者に迷惑を及ぼす、または団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する時は申込みをお断りすることがあります。

[12]お客様が暴力團員、暴力團構成員、暴力團関係企業、または暴力團会屋その他の反社会的勢力であると認められる場合は、ご参加をお断りすることがあります。

[13]お客様が当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動もしくは暴力を用いて行なう行為またはこれらに準じる行為を行った場合には参加をお断りすることができます。

[14]お客様が風流を説く、誹謗を用いたいしまくは威迫を用いて当社の信用を毀損もしもしましては当社の業務を妨害する行為またはこれらに準する行為を行った場合は、ご参加をお断りすることができます。

[15]その他当社の業務上の都合で、申込みをお断りすることがあります。

## 4. 企画書面

[1]当社は、旅行契約が成立した場合は速やかに、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金の他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面（以下「契約書面」といいます。）をお客様にお渡します。契約書面はウェブサイト、ワープロ、本旅行条件書等により構成されます。

[2]第 4 項 1 の契約書面において旅行日程には重要な運送・宿泊機関の名称が確定せない場合には、利用予定の宿泊機関及び表示上重要な運送機関の名称を確定せずに列挙した上で、契約書面のお渡し後、旅行開始日の前日（旅行開始日の前日から起算してまでのまつて 7 日目に申たる以降の申込みに関しては旅行開始日）までに、これらの確定状況を記載した書面（以下「確定書面」といいます。）をお渡しいたします。

[3]第 2 項 3 に定める契約の成立後に手配状況の確認を希望する問い合わせがあった時は、確定書面のお渡し前であっても当社は手配状況についてご説明いたします。

[4]当社が募集型企画旅行契約により手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、第 4 項 1 の契約書面に記載するところにあります。ただし、第 4 項 1 の最終旅行日程表（最終旅行日程表）を交付した場合には、当該確定書面に記載するところにあります。

## 5. 旅行代金のお支払い期日

旅行代金の残額は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 21 日目に当たる日（以下「基準日」といいます。）より前にお支払いいただきます。ただし、基準日以前に申込みをされた場合や催行可否を待つ必要がある場合は、申込み時点または旅行開始日前の当社の指定した日までにお支払いいただきます。

## 6. 旅行代金に含まれているもの・旅行代金の適用

[1]募集広告に明示した運送機関の運賃・料金（注釈のないかぎりエコノミークラス／普通席）、宿泊費、食事代、観光料金（入場・拌親・ガイド等）、及び消費税等諸税。

[2]添乗員が同行するコースでは、この他に添乗員経費、団体行動に必要な心付を含みます。

[3]ワープロにて「旅行代金に含まれるもの」として明示したその他の費用。

[4]第 6 項 1 から 3 についてはお客様のご都合により、一部利用されなくても払戻しません。

[5]旅行代金の適用については参加されるお客様のうち、特に注釈のない場合、満 12 歳以上の上の料金とねだれ金、満 6 歳以上（航空機利用コースは満 3 歳以上）、12 歳未満の方は、ども代金となります。

[6]旅行代金はバランスまたはワープロにて表示しています。出発日と利用人数で確認ください。

[7]旅行代金は、第 2 項の「申込金」、第 13 項の「取消料」、第 13 項 3 の「違約料」、及び第 21 項の「変更手数料」の額の算出の際の基準となります。

募集広告またはホームページ、ワープロにおける「旅行代金」の計算方法は、「旅行代金（または基本代金）として表示した金額」ワラス/追加代金として表示した金額」マイナス「割引代金として表示した金額」となります。

## 7. 旅行代金に含まれていないもの

[1]第 6 項のほか旅行代金に含まれません。その一部を例示します。  
a. 旅行日程中の「フリータイム」「自由行動」「自由見学」「各自で」「お客様負担」と記載される箇所、区間の入場料金・交通費

b. 超過手荷物料金（規定の重量、容量、個数を超える分について）

c. クーリング代、電報電話等通信料金、追加飲食費等個人的性質の諸費用およびそれに伴うサービス料

d. 希望者のみが参加されるオプショナルツアー（別途料金の小旅行）の料金

e. 1 人部屋を使用される場合の追加代金

f. お客様自身の希望により選択する日程に含まれない他の追加料金（入場料金、食事料金、交通費等）

g. 基準日以前に公示された日本国内の空港施設使用料、諸税

h. 運送機関が課す付加運賃・料金（例：燃油サーチャージ）

i. 傷害・疾病による医療費

j. 自宅と出発地・解散地の間の交通費、宿泊費等

## 8. 旅行内容の変更

当社は、天災地変、戦乱、暴動、連絡・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の開催の遅延に伴う損害の発生等の事由が発生する場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るために、運送機関の運賃・料金が、若干の経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて増額または減額される場合、当社はその増額または減額される金額の範囲内に旅行代金の額を保留下す。ただし、旅行代金を増額変更する時は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 15 日目に当たる日よりお客様の手配をいたしました場合にその旨を通知します。

[1]旅行代金の変更

当社は旅行契約成立後であっても、次の場合には旅行代金を変更いたします。  
[1]利用する運送機関の運賃・料金が、若干の経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて増額または減額される場合、当社はその増額または減額される金額の範囲内に旅行代金の額を保留下す。ただし、旅行代金を増額変更する時は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 15 日目に当たる日よりお客様の手配をいたしました場合にその旨を通知します。

[2]当社は第 9 項 1 の定める適用運賃・料金の大額の減額がなされた時は、第 9 項 1 の定めによることより、その減少額だけ旅行代金を減額します。

[3]旅行内容が変更され、旅行サービスに要する費用が減少した時は、当社はその変更差額だけ旅行代金を減額します。

[4]第 8 項により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用（当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、違約料その他の他に支払われる費用）またはこれらに伴う費用を含みます。

[5]旅行代金が変更された場合は、当社が旅行契約の成立後、当社の責に負ふべき事由により旅行代金を変更します。

[6]当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が負担する旨を契約書面に記載した場合において、旅行契約の成立後、当社の責に負ふべき事由により旅行代金を変更します。

[7]当社の責任により旅行代金が減額された場合は、当社は該日よりお客様の手配をいたしました場合にその旨を通知します。

[8]当社が旅行契約の変更により旅行代金を減額された場合は、当社は該日よりお客様の手配をいたしました場合にその旨を通知します。

[9]当社が旅行契約の変更により旅行代金を減額された場合は、当社は該日よりお客様の手配をいたしました場合にその旨を通知します。

[10]当社が旅行契約の変更により旅行代金を減額された場合は、当社は該日よりお客様の手配をいたしました場合にその旨を通知します。

[11]当社が旅行契約の変更により旅行代金を減額された場合は、当社は該日よりお客様の手配をいたしました場合にその旨を通知します。

[12]当社が旅行契約の変更により旅行代金を減額された場合は、当社は該日よりお客様の手配をいたしました場合にその旨を通知します。

[13]当社が旅行契約の変更により旅行代金を減額された場合は、当社は該日よりお客様の手配をいたしました場合にその旨を通知します。

[14]当社が旅行契約の変更により旅行代金を減額された場合は、当社は該日よりお客様の手配をいたしました場合にその旨を通知します。

[15]当社が旅行契約の変更により旅行代金を減額された場合は、当社は該日よりお客様の手配をいたしました場合にその旨を通知します。

[16]当社が旅行契約の変更により旅行代金を減額された場合は、当社は該日よりお客様の手配をいたしました場合にその旨を通知します。

[17]当社が旅行契約の変更により旅行代金を減額された場合は、当社は該日よりお客様の手配をいたしました場合にその旨を通知します。

[18]当社が旅行契約の変更により旅行代金を減額された場合は、当社は該日よりお客様の手配をいたしました場合にその旨を通知します。

[19]当社が旅行契約の変更により旅行代金を減額された場合は、当社は該日よりお客様の手配をいたしました場合にその旨を通知します。

[20]当社が旅行契約の変更により旅行代金を減額された場合は、当社は該日よりお客様の手配をいたしました場合にその旨を通知します。

c. お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体旅行の円滑な実施を妨げるとおそれがある当社が認めたる時

d. お客様が契約内容に適合しない範囲を超える負担を負うとおそれがある時

e. お客様の数が契約書面に記載した最少催行人員に達しなかった時

f. スキーや目的とする旅行における降雪量の不足の如き、当社が明らかに明示した旅行条件が成就しない時、あるいはそれが極めて大きい時

g. 天災地変、戦乱、暴動、連絡・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の開催の遅延に伴う損害の発生する場合において、契約書面に記載した旅行日程に従つた旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、または不可能となるおそれがある極めて大きい時

## II. 旅行開始後

[1]当社は次に掲げる場合においてはお客様からあらかじめ理由を説明して旅行契約の一部を解除することができます。

a. お客様が旅行の事由が、将来に向かってみるに消滅します。すなわち、お客様がいかがわしくない理由で当社が旅行契約解除に該当する時

b. お客様が旅行サービスに係る費用を払はなければなりません。

c. お客様が旅行の事由が、将来に向かってみるに消滅します。

d. お客様が旅行の事由が、将来に向かってみるに消滅します。

e. お客様が旅行の事由が、将来に向かってみるに消滅します。

f. お客様が旅行の事由が、将来に向かってみるに消滅します。

g. お客様が旅行の事由が、将来に向かってみるに消滅します。

h. お客様が旅行の事由が、将来に向かってみるに消滅します。

i. お客様が旅行の事由が、将来に向かってみるに消滅します。

j. お客様が旅行の事由が、将来に向かってみるに消滅します。

k. お客様が旅行の事由が、将来に向かってみるに消滅します。

l. お客様が旅行の事由が、将来に向かってみるに消滅します。

m. お客様が旅行の事由が、将来に向かってみるに消滅します。

n. お客様が旅行の事由が、将来に向かってみるに消滅します。

o. お客様が旅行の事由が、将来に向かってみるに消滅します。

p. お客様が旅行の事由が、将来に向かってみるに消滅します。

q. お客様が旅行の事由が、将来に向かってみるに消滅します。

r. お客様が旅行の事由が、将来に向かってみるに消滅します。

s. お客様が旅行の事由が、将来に向かってみるに消滅します。

t. お客様が旅行の事由が、将来に向かってみるに消滅します。

u. お客様が旅行の事由が、将来に向かってみるに消滅します。

v. お客様が旅行の事由が、将来に向かってみるに消滅します。

w. お客様が旅行の事由が、将来に向かってみるに消滅します。

x. お客様が旅行の事由が、将来に向かってみるに消滅します。

y. お客様が旅行の事由が、将来に向かってみるに消滅します。

z. お客様が旅行の事由が、将来に向かってみるに消滅します。

aa. お客様が旅行の事由が、将来に向かってみるに消滅します。

bb. お客様が旅行の事由が、将来に向かってみるに消滅します。

cc. お客様が旅行の事由が、将来に向かってみるに消滅します。

dd. お客様が旅行の事由が、将来に向かってみるに消滅します。

ee. お客様が旅行の事由が、将来に向かってみるに消滅します。

ff. お客様が旅行の事由が、将来に向かってみるに消滅します。

gg. お客様が旅行の事由が、将来に向かってみるに消滅します。

hh. お客様が旅行の事由が、将来に向かってみるに消滅します。

ii. お客様が旅行の事由が、将来に向かってみるに消滅します。

jj. お客様が旅行の事由が、将来に向かってみるに消滅します。

kk. お客様が旅行の事由が、将来に向かってみるに消滅します。

ll. お客様が旅行の事由が、将来に向かってみるに消滅します。

mm. お客様が旅行の事由が、将来に向かってみるに消滅します。

nn. お客様が旅行の事由が、将来に向かってみるに消滅します。

oo. お客様が旅行の事由が、将来に向かってみるに消滅します。

pp. お客様が旅行の事由が、将来に向かってみるに消滅します。

qq. お客様が旅行の事由が、将来に向かってみるに消滅します。

rr. お客様が旅行の事由が、将来に向かってみるに消滅します。

ss. お客様が旅行の事由が、将来に向かってみるに消滅します。

tt. お客様が旅行の事由が、将来に向かってみるに消滅します。

uu. お客様が旅行の事由が、将来に向かってみるに消滅します。

vv. お客様が旅行の事由が、将来に向かってみるに消滅します。

ww. お客様が旅行の事由が、将来に向かってみるに消滅します。

xx. お客様が旅行の事由が、将来に向かってみるに消滅します。

yy. お客様が旅行の事由が、将来に向かってみるに消滅します。

zz. お客様が旅行の事由が、将来に向かってみるに消滅します。

aa. お客様が旅行の事由が、将来に向かってみるに消滅します。

- [2]お客様は、募集型企画旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他募集型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
- [3]お客様は、旅行開始後から旅行終了までの間、募集型企画旅行参加者として行動していただけた時は自由行動時間中を除き、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従ってください。
- [4]お客様は旅行開始後に、契約書面の記載された旅行サービスを円滑に受領するため、方針が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識した時は、旅行地において速やかにその旨を当社または当該旅行サービス提供者に申し出なければなりません。

## 19. 特別補償

- [1]当社は、第 17 項に基づく当社の責任が生じるか否かを問わず、当社の募集型企画旅行契約別紙の特別補償規程で定めるところにより、お客様が企画旅行参加中に急激かつ突然外來の事故により、その身体、生命または手荷物の上に被った一定の損害について、死亡補償金として 1,500 万円、入院見舞金として入院日数により 2 万円～20 万円、通院見舞金として通院日数により 1 万円～5 万円を支払います。携行品にかかる損害補償金は、旅行者 1 名につき 15 万円をもつて限度とします。ただし、補償対象品の一回または二つについては、10 万円を限度とします。(3,000 円を超えない場合は対象外)。なお、現金、貴重品、重要書類、クレジットカード、クーポン券、航空券、撮影写真のみのフルム、その他これらと同様の補償対象となるないものがあります。
- [2]当社が第 17 項の責任を負うことになった時は、この補償金は当社が負うべき損害賠償金の一部（または全部）に充当いたします。
- [3]お客様が旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、過失ない運転、故意の法令違反行為、法令に違反するサービス提供の手間（ビザル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの）、リューシュ、ボブルース、スマイルディング、ハングラーダー搭乗、超軽量動力機（モーターハングラーダー、マイクロドローン機等）搭乗、ジャイロプロペラ搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものである時は、当社は上記の補償金及び見舞金は支払いません。
- [4]地震、噴火、津波及びこれらの中の事由に伴って生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故によるものである時は、当社は上記の補償金及び見舞金は支払いません。
- [5]当社の企画旅行参加中のお客様を対象として、別途旅行代金を收受して当社が実施する企画旅行（オプショナルツアー）については、主たる旅行契約の一部として取扱います。
- [6]ただし、日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、企画旅行参加中とはいたしません。

## 20. 旅行保証

- [1]当社は、表 I 左欄に掲げる契約内容の重要な変更（次の①、②、③に記載する変更を除きます。）が生じた場合は、旅行代金に同表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を、旅行終了日の翌日から起算して 30 日以内にお客様に支払います。ただし、当該変更について当社は第 15 項の規定に基づく責任が発生することが明らかである場合には、この限りではありません。
- ①次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません。ただし、サービスの提供が行われているものかわからず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他諸設備の不足が発生したことによる変更の場合には変更補償金を支払います。
- a. 天災地変
  - b. 戦乱
  - c. 罢動
  - d. 官公署の命令
  - e. 欠航、不通、休業等運送・宿泊機関等のサービス提供の中止
  - f. 遅延、遅送・運送スケジュールの変更等当初の運航（運行）計画によらない運送サービスの提供
  - g. 旅行参加者の生命または身体の安全確保のため必要な措置
- ②第 11 項および第 12 項の規定に基づいて旅行契約が解除された時の当該解除された部分による変更
- ③パンフレット等に記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることが出来た場合には、当社は変更補償金を支払いません。

表 I : 変更補償金

変更補償金の支払いが必要となる変更	1 件あたりの率 (%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1. 契約書面に記載した旅行開始日または旅行終了日の変更	1.5	3
2. 契約書面に記載した入場する観光地または観光施設（レストランを含む）、その他の旅行の目的地の変更	1	2
3. 契約書面に記載した運送機関の等級または設備のより低い料金への変更	1	2
※変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び施設のそれを下回った場合に黒字		
4. 契約書面に記載した運送機関の種類または会社名の変更	1	2
5. 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港または旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1	2
6. 契約書面に記載した宿泊機関の種類または名前の変更	1	2
7. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、禁煙その他客室の条件の変更	1	2
8. 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアータイトル中記載があった事項の変更	2.5	5

- a. 「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降に旅行者に通知した場合をいい。
- b. 確定書面が交付された場合には、「契約書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間には確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じた時は、それぞれの変更につき 1 件として取り扱います。
- c. 第 3 号または第 4 号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものがある場合は、1 泊につき 1 件として取り扱います。
- d. 第 4 号に掲げる運送機関会社名の変更については、等級または設備がより高いもののへの変更を伴う場合には適用できません。
- e. 第 4 号または第 6 号もしくは第 7 号に掲げる変更が 1 車両船等または 1 泊の中で複数次にわたって、1 車両船等または 1 泊につき 1 变更として取り扱います。
- f. 第 8 号に掲げる変更については、第 1 号から第 7 号までの率を適用せず、第 8 号によります。

- [2]当社が支払うべき変更補償金の額は、お客様 1 名に対して 1 募集型企画旅行に付き、旅行代金に 15% を乗じた額をもつて限度とします。またお客様 1 名に対して 1 募集型企画旅行にて支払うべき変更補償金の額が 1,000 円未満である時は、当社は、変更補償金を支払いません。
- [3]当社が第 20 項の規定に基づき変更補償金を支払つた後に、当該変更について、当社に第 17 項の規定に基づく変更が発生することが明らかになつた場合には、お客様は当該変更に係る変更補償金を当社に返還しなければなりません。この場合、当社は、同項の規定に基づき当社が支払うべき損害賠償の額と、お客様が返還すべき変更補償金の額とを相殺した残額を支払います。
- [4]当社は、お客様の同意を得て、金銭による変更補償金の支払いに替え、これと同等またはそれ以上の価値のある物品または旅行サービスの提供をもって補償を行なうことがあります。

## 21. 通信契約

- 当社は、当社が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます。）のカード会員（以下「会員」といいます。）より所定の伝票の「会員の署名なしで旅行代金のお支払いを受けること」を条件に、電話、郵便、ファックス、インターネットなどの他の伝言手段による旅行の申込を受けれる場合があります。ただし、当社が提携会社と無署名取扱契約を含む加盟店契約がない等、または、業務上の理由等でお受けできない場合もあります。
- [1]通信契約についても当社「旅行業約款募集型企画旅行契約の部」に準拠いたします。

- [2]通信契約の申込に際し、会員は、申込みしようとする企画旅行の名称、「出発日」、「カード名」、「会員番号」、「カードの有効月日」等（以下「会員番号等」といいます。）を当社にお申し出いただきます。
- [3]通信契約による旅行契約は、当社が申込みを承諾する通知を発し、当該通知がお客様に到達した時に成立します。

[4]与信等の理由により会員のお申し出のクレジットカードでのお支払いができない場合、当社は通信契約を解除し、第 13 項の取消料と同額の違約料を申し受けます。ただし、当社が別途指定する期日までに現金による旅行代金の支払いをいたいた場合はこの限りではありません。

- [5]当社は通信契約を締結した後に旅行代金の減額または通信契約が解除された場合、お客様に払い戻すべき金額が生じた時は提携会社のカード会員規約に従ってお客様に対し当該金額を払い戻しいたします。この場合、当社は旅行開始前の解除による払い戻しにあつては解除の翌日から起算して 7 日以内に、減額または旅行開始後の解除による払い戻しにあつては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して 30 日以内にお客様に対し払い戻すべき額を通知するものとし、お客様に当該通知を行った日をカード利用日といたします。
- [6]通信契約を締結しようとする場合であって、会員の有するクレジットカードが無効等により旅行代金等が提携会社のカード会員規約に従って決済できない時は、旅行契約を拒否させていただく場合があります。

- [7]通信契約を締結する場合、当社が提携会社と無署名取扱契約を含む加盟店契約がない等、または業務上の理由等でお受けできない場合もあります。

## 22. 団体・グループの契約について

- [1]当社は、同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者がその責任ある代表者（以下、「契約責任者」といいます。）を定めて申し込んだ募集型企画旅行契約の締結については、以下規程を適用します。

- [2]当社は、特約を結んだ場合を除き、契約責任者はその団体・グループを構成する旅行者（以下、「構成員」といいます。）の募集型企画旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなし、当該団体・グループに係る旅行業務に関する取引は、当該契約責任者の間で行います。

- [3]契約責任者は、当社が定める日までに、構成員の名簿を当社に提出しなければなりません。

- [4]当社は、契約責任者が構成員に対して現に負い、または将来負うことが予測される債務または義務については、何らの責任を負うものではありません。

- [5]当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においてはあらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

## 23. 旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件の基準日と旅行代金の基準日については、募集広告等に明示した日付となります。

## 24. 個人情報の取扱について

当社は、旅行申込みの受け付に際し、所定の項目についてお客様の個人情報を取得いたします。お客様が当社にご提供いたぐり個人情報の項目をご自分で選択することはお客様の任意ですが、全部または一部の個人情報を提供いただけない場合であって、お客様の連絡、あるいは旅行サービスの手配及びそれらのサービス受領のために必要な手続きができない場合、お客様のお申込、ご依頼を引き受けないことがあります。取得した個人情報は国内旅行業務取扱管理者が個人情報管理者を代理して対応いたします。

- [1]当社は、第 24 項により取得した個人情報について、お客様との連絡のために利用させていたばく、お客様が申込みいたした旅行において旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続き並びに旅行先の土産品店でのお客様のお買物等の便のため必要な範囲内に連絡機関（宿泊機関等）並びに土産品店に対し、第 24 項により取得した個人情報及び結果される航空便名に係る個人データを、予め電子的方法等で送付することにより提供いたします。その他、当社は、①当社の提携する企業の商品やサービス・キャンペーンのご案内、②旅行参加後の「意見」で感想の提供のお願い、③アンケートのお願い、④特典サービスの提供、⑤統計資料の作成に、お客様の個人情報を利用させていたばくことがあります。

- [2]当社は、旅行中に疾病、事故等があった場合に備え、お客様の旅行中の連絡先の方の個人情報をお伺いすることがあります。この個人情報は、お客様に疾病等があつた場合で連絡先の方へ連絡の必要がある当社が認めた場合に使用させていただきます。お客様は、連絡先の方の個人情報を当社に提供することについて連絡先の方の同意を得るものとします。

- [3]当社は、手配代行業務、旅行添乗業務、空港等でのあっ旋サービス業務等において、第 24 項により取得した個人情報を取扱う業務の一部または全部を他社へ委託することがあります。この場合、当社は当該委託先企業を当社基準により選定し、秘密保持に関する契約を交わした上で個人情報を預託いたします。

- [4]その他、以下の例外事項を除き、個人情報をお客様の承諾なしに第三者に提供するおこはりません。

- a.お客様の同意がある場合

- b.法令に基づく場合

- c.人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難である場合

- d.公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難である場合

- e.国・機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行するにこだわり協力する必要がある場合であつて、本人の同意を得ることによって当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合

- f.特定した利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報の取り扱いの全部または一部を委託する時

## 25. その他の

- [1]お客様が個人的な案内、質物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様のが病気、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失、忘れ物の回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じた時には、その費用をお客様にご負担いただきます。

- [2]お客様のご便宜を図るために土産品店にご案内することがあります、お買物に際しましては、お客様の責任で購入していただきます。

- [3]旅館・ホテル等において、お客様が酒類・料理・その他のサービス等を追加された場合は、原則として消費税等の諸税が課せられますのでご了解ください。

- [4]現地旅行会社等が実施するオプショナルツアーは旅程保証の対象とはなりません。

- [5]旅行中に事故などが生じた場合は、直ちに最終旅行日程表等でお知らせする連絡先にご通知ください。当社は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態であると認めた時は、必要な措置を講じることができます。この場合において、これが当社の責めで引き受けられません。また目的地滞在時間の短縮による補償にも応じられません。

- [6]当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。

- [7]この条件に定めのない事項は当社募集型企画旅行契約によります。また、この条件書との間に齟齬が生じた場合は、募集型企画旅行契約を優先します。当社旅行業約款は当社ホームページにてご確認ください。

## 26. 旅行業務取扱管理者

当社では、当社とお客様の間の円滑な取引を支援するため、旅行業務取扱管理者を選定しております。ご旅行の契約に際し担当者からの説明にて不明の点がありましたら、ご遠慮なく下記の旅行業務取扱管理者にご質問ください。

北海道知事登録旅行業第 2-826 号
国内旅行業務取扱管理者 野理 豊

北海道北見バス株式会社

北海道北見市南町 1 丁目 5 番 4 号

TEL:0157-33-6600 FAX:0157-21-3169

北海道知事登録旅行業第 2-826 号

(社)全国旅行業協会正会員

(C) Hokkaido Kitami Bus Co.,Ltd. All Right Reserved.

(この旅行条件は、2024 年 4 月 1 日を基準としています。)